

新型インフルエンザ対策事業費（新型インフルエンザ関係機関連携事業経費）

平成24年9月
健康局結核感染症課(正林督章課長) [主担当]

1. 政策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

【政策体系】

基本目標：安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標：感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること

施策目標：感染症の発生・まん延の防止を図ること（施策目標Ⅰ－5－1）

その他、以下の事業と関連がある。

—

2. 事業の内容

（1）実施主体

都道府県

（2）概要

関係機関（自治体、保健所、医療機関等）の従事者を対象に、新型インフルエンザ発生時の適切な医療の提供やパンデミック時の迅速な対応を実践するための訓練・研修の経費について補助を行う。

（3）目標

新型インフルエンザ発生時の適切な医療の提供やパンデミック時の迅速な対応を可能とする体制の充実・強化を図ることを目標とする。

（4）予算

会計区分：一般会計

平成25年度予算概算要求額：15百万円

新型インフルエンザ対策事業費（新型インフルエンザ関係機関連携事業経費）

全体に係る予算の推移：

（単位：百万円）

21年度	22年度	23年度	24年度
20	19	15	15

3. 事前評価実施時における状況・問題分析（平成20年度）

（1）状況分析

近年、東南アジアを中心に高病原性鳥インフルエンザが流行し、ヒトへの感染や死亡例も報告されている。

（2）問題点

今後、このウイルスが変異し、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザの発生が危惧されている。

（3）問題分析

「新型インフルエンザ対策行動計画」「新型インフルエンザ対策ガイドライン」に基づき、必要な対策を推進しているところであるが、新型インフルエンザが発生した際の初動体制が不十分であった場合、感染が拡大し、社会機能を破綻させるおそれがある。

（4）事業の必要性

今後の新型インフルエンザの発生に備え、医療体制の整備を行う。

4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

（1）必要性の評価

- 行政関与の必要性の有無

新型インフルエンザが発生した際に混乱を招かないよう、国、都道府県が主導し、医療体制を整備する必要がある。

- 国で行う必要性の有無

新型インフルエンザは、いつ、どこで発生するか不明であり、国の危機管理上の責務として、被害を最小限に食い止めるための医療体制の確保について施策を行うことは必要である。

- 民営化や外部委託の可否

新型インフルエンザが発生した場合における危機管理体制の構築は、行政が主導して計画的に行うべき事業である。

（2）有効性の評価

新型インフルエンザが発生した場合に必要な医療体制について協議会で検討を行うことや、訓練を行うことで地域の医療体制を確保することができる。

(3) 効率性の評価

新型インフルエンザが発生したとき、必要な医療体制が確保されていることが新型インフルエンザのまん延防止につながり、被害を最小限にするためにも必要である。

5. 事後評価実施時における現状・問題分析

(1) 現状分析

平成21年に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)は平成23年3月31日をもって通常の季節性インフルエンザ対策へと移行したが、依然として東南アジアを中心に高病原性鳥インフルエンザは流行しており、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザの発生が懸念されている。

(2) 問題点

新型インフルエンザが発生した場合、ほとんどの人が免疫を持っていないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的な影響をもたらすことが懸念されていることから、引き続き、新型インフルエンザ発生時の適切な医療提供やパンデミック時の迅速な対応を可能にする体制の整備が必要とされている。

(3) 問題分析

上記体制の整備には、関係機関間の連携体制を構築し、発生時に対応に当たる医療従事者等の能力向上・維持を目的とした継続的な訓練・研修の実施が不可欠である。

(4) 事業の必要性

(1)～(3)を踏まえ、国の危機管理上、引き続き本事業を継続する必要がある。

また、平成21年に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)の経験等を踏まえて平成23年9月20日に改定された新型インフルエンザ対策行動計画では、都道府県等の地方自治体の役割として地域の医療体制の整備が挙げられているほか、平成24年5月11日に公布された新型インフルエンザ等対策特別措置法でも、地方公共団体の責務として新型インフルエンザ等対策の実施に当たって指定地方公共機関等の関係機関との連携協力や訓練の実施が定められている。

○新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)(抄)

(<http://www.cas.go.jp/jp/influenza/pdf/120511houritu.pdf>)

(国、地方公共団体等の責務)

第三条 国は、新型インフルエンザ等から国民の生命及び健康を保護し、並びに新型インフルエンザ等が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフル

エンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

2～5 (略)

6 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

(訓練)

第十二条 指定行政機関の長等は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、新型インフルエンザ等対策についての訓練を行うよう努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。

2～3 (略)

(現状・問題分析に関連する指標)

		19年	20年	21年	22年	23年
1	世界の鳥インフルエンザ(A/H5N1)死亡者数	59人	33人	32人	24人	34人
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
2	日本の新型インフルエンザ(A/H1N1)の死亡者数	—	—	198人	—	—

(調査名・資料出所、備考等)

1 鳥インフルエンザ(A/H5N1)死亡者数

○WHOに報告されたヒトの高病原性鳥インフルエンザ(A/H5N1)感染確定症例数
(国立感染症研究所感染症情報センターホームページ)

http://idsc.nih.gov/disease/avian_influenza/toriinf-map.html

※日本国内においては、これまでのところ感染者は確認されていない。

2 新型インフルエンザ(A/H1N1)の死亡者数

○日本における新型インフルエンザ(A/H1N1)の死亡者数

(厚生労働省ホームページ)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/rireki/100331-03.html>

※平成21年4月に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)について、季節性と異なる大きな流行等の特別な事情が生じないことが確認されたことから、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定する「新型インフルエンザ等感染症」と認められなくなった旨の公表を平成23年3月31日に行い、通常季節性インフルエンザ対策に移行している。

(参考統計の動き)

		19年	20年	21年	22年	23年
1	世界の鳥インフルエンザ(A/H5N1)確定症例数	88人	44人	73人	48人	62人
(調査名・資料出所、備考等)						
1 鳥インフルエンザ(A/H5N1)確定症例数						
○WHOに報告されたヒトの高病原性鳥インフルエンザ(A/H5N1)感染確定症例数 (国立感染症研究所感染症情報センターホームページ) http://idsc.nih.gov/disease/avian_influenza/toriinf-map.html ※日本国内においては、これまでのところ感染者は確認されていない。						

6. 事後評価の内容(必要性、有効性、効率性等)

(1) 有効性の評価

①政策効果が発現する仕組み(投入→活動→結果→成果)

訓練・研修開催に係る補助

→訓練・研修の開催

→関係機関間の連携強化、医療従事者等の能力向上

→新型インフルエンザ発生時の適切な医療提供やパンデミック時の迅速な対応を可能とする体制の整備

②有効性の評価

当事業を活用した研修については、新型インフルエンザ(A/H1N1)が発生した平成21年を中心に、毎年度各地で開催されているほか、訓練についても、開催数は増加傾向にあることから、新型インフルエンザ発生時の適切な医療提供やパンデミック時の迅速な対応を可能とする体制の整備が着実に進展しているものと評価できる。

③事後評価において特に留意が必要な事項

上記体制の整備の進展・維持のためには、訓練・研修は一過性のものではなく、各地で継続的に実施される必要がある。なお、「4. 事前評価の概要」のうち「(2) 有効性の評価」に記載のある二次医療圏における協議会経費の補助については、最終的には事業に盛り込まれなかったため、事後評価は行っていない。

(2) 効率性の評価

①効率性の評価

当事業は訓練や研修の経費を補助することにより、関係機関間の連携強化と参加した医療従事者等関係者の能力向上を促進するのみならず、当該参加者が所属機関の他の従事者に訓練や

研修の成果を伝達し共有することで広く効果が波及するなどソフト面からの体制整備として非常に効率的な取組みであると評価される。

②事後評価において特に留意が必要な事項

上記体制の整備の進展・維持のためには、訓練・研修は一過性のものではなく、各地で継続的に実施される必要がある。なお、「4. 事前評価の概要」のうち「(2) 有効性の評価」に記載のある二次医療圏における協議会経費の補助については、最終的には事業に盛り込まれなかったため、事後評価は行っていない。

(3) その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

特になし

(4) 評価の総括（必要性の評価）

本事業の実施によって、新型インフルエンザ発生時の適切な医療提供やパンデミック時の迅速な対応を可能とする体制の整備は着実に進展しているが、平成23年9月20日に改定された新型インフルエンザ対策行動計画や平成24年5月11日に公布された新型インフルエンザ等対策特別措置法においても、地域の実情に応じた医療体制の整備や関係機関の連携、訓練の実施が求められているなど、より一層新型インフルエンザ対策を推進していく必要があることから、引き続き当該事業を実施していく必要がある。

7. 事後評価結果の政策への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成25年度概算要求において、引き続き所要の予算を要求する。

8. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1	訓練の開催数	—	—	4県で 14回	4県で 17回	集計中
達成率		—	—	—	—	—
2	研修の開催数	—	—	21都府県 で352回	11府県で 47回	集計中
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
・指標は健康局結核感染症課調べ（地域の実情に応じた医療体制の整備に向けた取組の状況として適当であるため、これらの指標を設定した。）						

9. 特記事項

(1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・無

② 具体的記載

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院）（第169回国会）（抄）
「新型インフルエンザの流行初期における診断・治療体制を確立するため、都道府県による発熱相談センター及び発熱外来等の設置準備の進捗状況を総点検するとともに、これらに従事する医療関係者に対する研修・訓練等を実施すること。」
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法案に対する附帯決議（衆議院）（第180回国会）（抄）
「六 平時から新型インフルエンザ発生に対応できるよう、医療体制の整備を図るとともに、特に患者が急増するまん延期においては、一般の医療機関も含め、入退院措置など適切な措置により医療提供体制の維持を図ること。」
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法案に対する附帯決議（参議院）（第180回国会）（抄）
「八、政府対策本部、都道府県対策本部及び市町村対策本部については、医療関係等の専門家を配置する等してその意見を適時適切に聴取するとともに、現場の医療従事者等からの情報・意見を迅速に収集して施策の実施に的確に反映できる体制とすること。また、収集した情報については関係機関で共有できるようにするとともに、指定公共機関等であるか否かに関わらず、医師会、医学会等医療関係者の諸団体と適切な連携を図ること。」

(2) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

- 「経済財政改革の基本方針2008」（平成20年6月27日閣議決定）（抄）
「ワクチン等の研究開発・備蓄、医療体制の整備など、新型インフルエンザ対策の強化を行う。」
- 「新型インフルエンザ対策行動計画」（新型インフルエンザ対策閣僚会議）（平成23年9月20日改定）（<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/kettei/110920keikaku.pdf>）（抄）
【地域医療体制の整備】
「都道府県等が、原則として、2次医療圏を単位とし、保健所を中心として、地域医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関（国立病院機構、大学附属病院、公立病院等）を含む医療機関、薬局、市区町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置し、地域の関係者と密接に連携をとりながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進するよう支援する。」

(3) 審議会の指摘

① 有・無

② 具体的内容

(4) 研究会の有無

① 有・無

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

(5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

① 有・無

② 具体的状況

(6) 会計検査院による指摘

① 有・無

② 具体的内容

(7) その他

特になし